



2025年12月15日

各 位

会 社 名 株式会社グッドコムアセット
代 表 者 名 代表取締役社長 長嶋 義和
(コード: 3475 東証プライム・福証)
問い合わせ先 執行役員経営企画本部長 河合 能洋
(TEL: 03-5338-0170)

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、「コーポレートガバナンス・コード」に基づき、取締役会全体としての実効性及び機能の向上を図ることを目的として、取締役会の実効性に関する評価を実施いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 評価方法

取締役及び監査役を対象に2025年10月期を評価対象期間とした無記名式によるアンケートを実施いたしました。

また、当事業年度は、評価プロセスの透明性の確保及び分析における独立性、客観性をより高めるため、外部の視点を踏まえ評価することを目的に、第三者機関の協力により実施いたしました。

なお、回答結果に基づき、社外取締役及び社外監査役で構成される独立社外取締役会にて意見交換等を行い、その結果を独立社外取締役会の議長である独立社外取締役より取締役会に報告の上、審議いたしました。

2. 評価結果の概要

(1) 取締役会の構成（監査役を含む）

当社の取締役会は、独立社外取締役が過半数を占める体制であり、社外監査役3名も出席しております。この体制により、独立した視点からの監督・助言機能が十分に発揮され、適切なガバナンスが確保されているという評価が得られました。また、各々豊富なバックグラウンドを持ち、知識・経験についても概ねバランスよく備えられているという評価結果となりました。

一方で、社外取締役に経営経験者がいることでさらにバランスが良くなるとの意見がありました。また、今後、不動産ファンド事業を主力事業として拡大させるべく、M&Aや私募リート事業等の分野に精通した専門家が必要であるとの意見もありました。

(2) 取締役会の運営

取締役会配布資料等の事務局の情報提供、取締役会の開催頻度及び審議時間は概ね適切であり、経営上、重要性の高い事項は重点的に取り上げ、十分な時間をかけて審議しており、審議に際しては、全ての取締役及び監査役に対して平等に発言の機会が与えられ、自由に意見できる雰囲気

で活発な意見交換が行われているという評価結果となりました。

一方、審議の実効性をより高めるため、情報提供の充実を図るととともに、資料送付の早期化を図る旨の意見もありました。

(3) 取締役会の議論

取締役会の議論においては、自由に意見できる雰囲気が醸成されており、闊達な議論が適切に行われているという評価結果となりました。一方で、取締役会の実効性をさらに高めるため、以下の課題に関する意見が挙げられました。

- ・ 中長期戦略に関する議論の深化

中長期的な企業価値向上に資する経営戦略について、取締役会において意見交換や議論する機会を拡充する必要がある。

- ・ 権限委譲による機動性の確保

職務権限を見直し、業務執行側における権限委譲の在り方を検討することにより、より機動的かつ持続可能な経営体制の構築に繋げていく必要がある。

(4) 取締役会のモニタリング機能

リスク・コンプライアンス委員会を中心としたリスク管理体制が整備されていることに加え、子会社及び関係会社からの報告体制として、取締役会において関係会社の取締役が出席し、直接説明を行うなど、全社的なリスク管理に関する審議を行うことで、グループ経営に関するモニタリング機能は有効に発揮しているとの評価となりました。

一方で、今後の事業の多角化及びグループ規模の拡大に伴い多様化するリスクに対応するため、リスク管理体制の更なる強化が必要であるとの意見がありました。

また、サイバーセキュリティ対策に関しては、テクノロジーの急速な発展と脅威範囲の拡大を鑑み、より迅速なリスク要因の発見と情報共有の徹底が不可欠であるとの意見がありました。

(5) トレーニング機会の提供について

取締役会以外でのコミュニケーション及び知識習得のためのトレーニング機会の十分性について、更なる充実を求める意見があり、事業内容、業界知識、経営環境への理解を深めることを目的としたトレーニングの機会の拡充及び必要な知識や情報の取得に関するサポート体制の強化に取り組むべきであるとの意見がありました。

(6) 指名・報酬委員会の運営

社外取締役4名、社外監査役3名で構成される指名・報酬委員会における審議の内容及び決定、また、取締役会への報告による理解の共有も問題なく実施されているという評価となりました。

一方、報酬評価の公正性及び透明性を一層高める必要性があるとの観点から、社外取締役が評価判断を行うために必要な情報提供の充実が望まれるとの意見がありました。

また、会社の持続的な成長を実現するためのインセンティブとして、株式報酬制度の導入により、以前から改善はされたものの、より一層検討の余地があるとの意見がありました。

3. 評価結果を踏まえた今後の対応

評価結果を踏まえ、今後の取締役会において重点的に取り組む事項は、以下のとおりです。

- ・ 社外取締役において、M&Aや不動産事業等の分野に精通した専門家の登用を検討。
- ・ 情報提供の充実を図るとともに、資料送付の早期化を検討。
- ・ 中長期的に成長するための企業戦略や経営計画等について取締役会での具体的な議論及び経営計画との整合性を検証する機会の充実。
- ・ 今後の事業多角化及びグループ規模の拡大に伴うリスク範囲の増大に対応するため、リスク管理体制の更なる強化を検討。
- ・ 取締役会以外でのコミュニケーション機会及び知識習得のためのトレーニング機会の充実。
- ・ 報酬制度の設計及び報酬額決定プロセスの適正化を検討。
- ・ 噴緊の課題ではないものの、後継者計画に関する議論の充実。

当社は、以上の対応を行うことにより、引き続きコーポレートガバナンス体制の充実と更なる企業価値の向上に努めてまいります。

以上